

令和7年上尾市教育委員会8月定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年8月20日（水曜日）
開会 午前9時00分
閉会 午前10時7分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
委員 岩鉄由美
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章
教育総務部次長 池田直隆
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 島田栄一
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 田村啓昭
教育総務課主幹 仲上直志
教育総務課主任 加納蘭季
- 5 傍聴人 4人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 7月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第4-1号 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について

議案第4-2号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

日程第5 報告事項

報告事項1 西中学校校舎等更新設計業務の進捗状況について

報告事項2 令和7年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和6年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について

報告事項3 第67回上尾市民体育祭について

報告事項4 令和7年7月 いじめに関する状況について

報告事項5 上尾市不登校対策推進委員会への諮問について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

議案第4-3号 令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について

議案第4-4号 財産の取得に係る意見の申出について

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただいまから、令和7年上尾市教育委員会8月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 4人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 7月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 7月定例会会議録の承認」についてでございます。7月定例会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、谷島委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、矢野委員をお願いいたします。

(矢野誠二 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議を始める前にお諮りいたします。本日予定しております議案は4件でございます。「議案第43号 令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について」及び「議案第44号 財産の取得に係る意見の申出について」につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報で

あるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第41号と議案第42号の審議を行い、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、議案第43号及び議案第44号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、「議案第41号 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第41号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書の1ページをお願いいたします。「議案第41号 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、現行の上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針が令和7年8月31日をもって期間満了を迎えるため、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針を改定したいので、この案を提出するものでございます。別冊資料①、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針(案)をご覧ください。1枚おめくりいただき、目次があります。まず、構成でございますが、大きく4つの柱となっております。それぞれの内容について、説明いたします。

一つ目が、教職員の勤務実態の現状と「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」の評価・検証が1・2ページにございます。勤務管理システムによる時間外在校等時間の状況が1ページの上段に、その続きには、6月24日に実施しました働き方改革懇談会の内容から「これまでの取組の主な成果」「働き方改革に対する各校の状況」「働き方改革を推進するために実施すべきこと」などを記載しました。これまで現行の基本方針に基づき、積極的に取組を進めてきており、時間外勤務時間等が着実に減少しているものの、上尾市全体でみると、令和7年度6月においても、現行基本方針の目標は、残念ながら達成には、至っていない状況でございます。

続いて、3ページをお願いします。柱の二つ目、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要」となります。目的や目標等、県の基本方針に準じた内容となっており、「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立が、新たに目標に付け加えられました。

5ページから8ページに、三つめの柱、「基本方針」の考え方として先程の基本方針の概要の詳細につきまして、それぞれ記載してございます。

最後に柱の四つ目、「四つの視点における上尾市の主な取組」が9ページから11ページにございます。四つの視点といたしましては、「教職員の負担軽減と業務量削減の実現」「教職員のワーク・ライフ・バランスの確立」「教職員の健康を意識した働き方の推進」「保護者や地域の理解と連携の促進」となっております。各視点において、さらに細かく分けて主な取組を掲載しました。

別冊資料②では、先ほどの「四つの視点における上尾市の主な取組」の部分について、見え消し版を掲載しました。マーカー、色付きの部分は、新たに追加等をした文言、取り消し線は、削除した文言となります。別冊資料③では、現行の働き方改革基本方針がございまして、あわせてご覧いただければと存じます。

なお、改定する上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の期間は、令和7年9月1日から

令和10年8月31日までとなっております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第41号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) ご説明ありがとうございました。最初に、参考資料の見え消し版をご用意いただきまして、加除訂正が大変わかりやすく、文言整理や新たな取り組みについて理解できるものでした。資料を作成していただきありがとうございます。

要望と質問を各1点ずついたします。まず要望ですが、資料9ページの⑨にある積極的にスクールロイヤーに相談という文言についてです。学校に対する不当な要求や苦情に対応するために、職員が勤務時間外労働や、いろいろな対応の中での心身の負担が多く、働き方改革という中でも、かなり大きな要点の一つになっていると思います。ぜひともスクールロイヤーの活用ということで、そういった対応についてのアドバイスなどを受けられる体制を進めていただきたいというのが要望です。

次に質問ですが、別紙資料の10ページの2番の③のところにフレックスタイム制についての内容があります。個人的には、学校での運用はなかなか難しい面があるかと思われましても、実際に今後それを推進していく上で、どのような運用が期待できるのか、まだこれからのことではありますが、現時点で具体的にどのようにお考えか教えていただきたいです。以上です。

(勝雄一 学務課長) ご質問ありがとうございました。フレックスタイム制については、10月を目途にこの法改正の準備を進めているところでございます。導入にあたっては、学校に支障がないということが大原則になっておりまして、授業に支障がない、運営に支障がないというところを、まず校長がしっかり判断してからの活用になります。本人の申請に基づいて行うものですが、運用としては、例えば、朝保育園に迎えに行くために部分休業等をとって9時に学校に来ている職員がおりますので、そういった方は申請によって9時から勤務開始というようなことができますので、もちろん学校に支障がなければという条件はつきますが、子育て世代についての活用というのは、大いに期待ができるのではないかと考えております。以上です。

(矢野誠二 委員) 当然ながらそういった点で時間をずらして来られる方はいらっしゃると思います。それについて、なかなか保護者への理解と言いますか、特に担任などされている職員は、例えば朝、具合の悪い子どもがいて、どのように対応したかというようなことが分からずにいきなり授業で顔を合わせると、聞いていなかったというようなことでのトラブルも考えられるので、実務的に朝の伝達の徹底など、こういった少し細かいテーマで今後いろいろ対応の仕方については検討していただきたいと思います。要望として申し上げます。

(谷島大 委員) 説明ありがとうございました。今回の基本方針案に関係して感想と意見を申し上げます。これまで令和4年からの方針の中で、先ほど説明にもありましたけれども、効果は出ているもののなかなか勤務時間の目標達成っていうのは難しい現状があると思うのですが、その上でこの新しい基本方針でも、さらに、新たな取り組みが上げられつつも、時間削減だけが目的とならないように、効果が子供たちに還元される改革とすることや、教職員のウェルビーイングを目標に掲げられている点はとても良かったのかなと思います。

その中で2点要望なのですが、先ほど矢野委員さんからも出た話で、保護者対応についてスクールロイヤーへの相談も挙げられていました。現場では、放課後などに保護者対応の案件があると、あっという間にその勤務時間が膨らむという話をよく聞きます。個々の先生方の負担を軽減させるための

具体策として、スクールロイヤーへの相談もそうですが、それ以外にそういったものをいかに短くできるかという対策の検討をこれからの期間、この方針のもとで進めていただきたいと思います。

もう1点は、後半、四つの視点の中で最後の方にある、4保護者や地域の理解と連携の促進についてです。前半2ページの懇談会の中で出ていた、働き方改革を推進するために実施すべきこととして、文部科学省が示している学校教師が担う業務に係る3分類という共通認識というのがあります。基本的には学校以外が担う業務はもちろんです、学校の業務だけれども必ずしも教師が担う必要がないもの、これについても学校運営協議会を活用して、地域や保護者の協力を生かす取り組みや事例を増やしていただきたいなと思います。やはり今現在PTA活動もどちらかというと縮小傾向であり、コロナ禍を経て、学校と地域の距離感というのは、微妙に変化したり、離れているのかなと私も地域のボランティアをやっていて感じます。やはりこれはもう必要な改革と割り切って、甘えるところは甘えて活用できる力を引き出していく、そういった取り組みを増やしていただけないかなということ意見として申し上げます。以上です。

(小池智司 委員) いつもありがとうございます。3ページの基本方針の概要の中で、目標3のところ以前に比べると教職員のウェルビーイングが言われています。上平小学校の中島校長先生が、何年前かにウェルビーイングの推進について新聞に載って話題になっていて、校長会等で実績を持っている先生の話をお話と共有したらどうですかと話させていただいた際に、各学校で内容は違うけど取り組みをしていますよということでした。今回このように目標として新たに掲げていますが、今でもそういったことを学校で行っているのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) ご質問ありがとうございます。ウェルビーイング、「働きやすい、働き甲斐がある職場環境の確立」ということで、これは言葉としては今回新しく記載していますが、ずいぶん前から実践をしていることを、言語化したイメージです。職員室の風通しを良くする、何かあったらすぐ管理職と相談して、管理職も積極的に介入する、校長室の壁がないような状態でいつでも気軽に入れるような、もしくは職員室でも前の席に管理職がいるので、しっかり待ち構えていて何かあったらすぐ親身になって聞いていくということを行っています。こうして安心感が与えられていくことで、何かあったときにすぐ悩みを打ち明けられる雰囲気作りを意識し、各校の校長のキャラクター等ももちろんありますので、そういうところを交えながら、各校で実施しているところでございます。

(小池智司 委員) ありがとうございます。やはり実際に現場で働いている教職員の先生方が、働きやすさや、働きがいがあるということは、心身ともにだいぶ違ってくると思います。例えば、作業能力とかも付随して、働きやすければ、効率が良くなってきたりということがあります。ここにまた新たに今までの取り組みがあるということ言葉として載せたということですので、これからもこれをまた推進していただければ、さらなる効率の良い作業で、働き方にも繋がっていくのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。

(内田みどり 委員) ありがとうございます。令和4年度に目標とされた月45時間以内ということで、100%という目標でしたが、確実に前に進んでいるというところは感じたところでございます。

また、前回にはなかった例えば水泳事業の民営化や部活動の改革ですとかそういったことがプラスされることによって、新たに時間短縮ができるのではないかなと感じたところでございます。しかしながら時間外在校時間等については、特に中学校については、やはりネックになってくるのが部活動、

それから小学校については1人の先生が全教科を持つということで準備の時間がないということが挙げられると思いますので、ぜひこの中にございました部活動の改革ですとか、それから教科担任制、そういったことを進めていただければなと思ったところがございます。これ以外について要望として、3点申し上げさせていただきます。

1点目は先生方の勤務時間を短くするというので、いろいろなところを短縮していかなくてはいけないかなと思うのですが、子どもたちの学力の低下に繋がらないように、以前のゆとり教育のような学力が低下してしまったということのないように、ぜひその点については、取り組みを学力の向上に繋げていただきたいなというところがございます。

それから2点目です。地域との繋がりについてですが、先ほど谷島委員さんからもございましたが、やはり先生方は、教職員の方を守らなくてはいけないという観点から、例えば地域の何かのこういう会議がありますというお誘いのお手紙とかも行くことがあると思うのですが、学校の方から、お手紙も出さないで欲しいというお言葉があるようです。お断りするのでも時間がかかってしまうことだと思うのですが、でもやはりその地域の繋がりというところだけは少し大切にしていきたいなというのが要望でございます。

それから3点目です。教職員の方のアンケートについて、やはりこれも負担になることは重々承知していますが、年代ごとで、負担になっているところが少しわかりづらいところもあるので、例えば若い先生方はどういったところを改革して欲しいのか、それから中堅の先生それからベテランの先生、それぞれの立場の改革していただきたいところが違うような感じがします。そういったところもアンケートは削減していかなくてはならないところもあるかと思うのですが、少し耳を傾けていただきたいというのが要望でございます。

要望については以上ですが、これはなかなか難しいのかなと思うのですが意見として申し上げます。今35人学級になっていると思うのですが、やはり先生のご負担の中でネックになっているのが、児童生徒の一クラスの人数というのは関わってくるのではという気がします。急に30人学級にしてくださいとかそういったところはなかなか難しいですが先々長い目で見えていけば、例えば33人学級にしましょうですとか、段階を経て少人数の学級にしていいただいたら、先生方の負担も少なくなるかなという気がしていますので、これは長い目の検討としての意見として申し上げます。以上です。

(岩鉄由美 委員) ご説明ありがとうございました。皆さんと意見がかぶってしまう部分が多いのですが、働き方改革に対する各校の状況について、2ページで、意識を高く持って取り組んでらっしゃる学校がありつつ、職員によって温度差があるところ、年代によってもいろいろ変わってくるのかなと感じました。ただ、今プールが民間に移行したり、ペーパーレスだったり、負担は確実に減っているのかなとも感じますので、小さな数字ではあっても、在校時間が少しずつ減っていきますので、削減ばかりだと子供の学力低下に繋がるかとは思いますが、うまくやれるようにいろいろ検討していただけたらと思いました。

独自の閉校日の設定について、私も子育て世代ですので、かがやキッズデーですとか、いろいろなお休みがあるのは、知っていますし、それが負担になっているご家庭の話も聞くのですが、個人的には特にこれが負担になっているとは私は感じてはなくて、ただ、先生方にとって、県民の日であったり、開校記念日だったり祝祭日と重なっていると、そこはみんな休みだから自分が休みなわけではないということがあるので、その辺は1日2日休みがあったからどうこうなるかはわかりませんが、何かうまくいったらいいのかなと思いました。

昨今、保護者理解の部分にしても、男性職員が産休を取りやすくなったなと感じています。最近、知っている先生も、「僕産休なんです」と言っている先生もいらっしゃるって、子育て参加も男性女性

が関係なくできるようになったことはすごくいいなと思いました。ただそこが受験期の先生が入ってしまうと保護者の方は、なんで今なのという意見もあると思います。産休だけでなく、先生がお休みをとるであるとか、フレックスタイムを利用するにしても、保護者の理解を得ることは大事だと思いますのでぜひそのあたりもご検討のほどよろしくお願いします。以上です。

(西倉剛 教育長) ほかに質疑、意見はございますか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第41号 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第42号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第42号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書の2ページ目をお開きください。「議案第42号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。

はじめに、提案理由ですが、公文書非公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。議案書の3ページから6ページまでが裁決の案となっております。

まず、第1の概要についてです。1として、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月26日付けで、処分庁が令和6年12月24日に公表したいじめ重大事態調査報告書（以下「いじめ重大事態報告書」という。）8ページ記載の「教育センターと連携して、Aに対する教育相談を定期的に行い、Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。」このことが定期的に行われていたことがわかる文書（以下「本件対象文書1」という。）を公開請求しました。

2として、審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月26日付けで、いじめ防止対策推進法第24条に基づいて、教育委員会がいじめの対応について学校に必要な支援をし、必要な措置を講ずることを指示し、自ら必要な調査を行ったことがわかる文書（以下「本件対象文書2」という。）を公開請求しました。

3として、処分庁は本件対象文書1について、条例第11条第3項の規定に基づき、令和7年1月8日付け上教セ第895号において、個人のプライバシーを害する恐れがある情報であることを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知しました。

4として、処分庁は本件対象文書2について、条例第11条第3項の規定に基づき、令和7年1月9日付け上教指第2173号において、個人のプライバシーを害する恐れがある情報であることを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知しました。

5として、審査請求人は、令和7年2月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し一部公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起しました。

次に、4ページ目の第2の審理関係人の主張についてです。1として、審査請求人の主張は、本件対象文書1については、本件処分の理由として特定の個人を識別できるためとしているが、教育相談を行った日時、場所、対応職員名、対応内容等、個人を特定できない開示ができる部分は多数存在する。よって、本件処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第6条に明らかに違反しているというものであります。本件対象文書2については、教育委員会が支援、指示、調査を行った日時、場所、職員名、内容等、個人を特定できない開示ができる部分は多数存在し、本件処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第6条に明らかに違反しているというものであります。

2として、処分庁の主張は、本件対象文書1、本件対象文書2について、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるとして、本件処分を行ったが、個人のプライバシーを害さない範囲で、その一部を公開することができることを認めるものとします。

次に、5ページ目の第3の理由についてです。本件処分により公開された文書は、審査請求人が求める文書・資料等とは異なるものであると認めるため、審査請求人の主張には理由があるものとします。

次に、同じく5ページ目の第4の結論についてです。以上のとおり、本件請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件審査請求を認容し、本件処分を取り消す裁決をします。なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書等に係る公開請求については、その一部を公開する旨の処分をすることとするものです。

（西倉剛 教育長）議案第42号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第42号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

日程第5 報告事項

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「日程第5 報告事項」です。本日は5件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

（加藤浩章 教育総務部長）「報告事項1」につきましては、深井 新しい学校づくり推進室長より、「報告事項2」につきましては、白石 生涯学習課長より、「報告事項3」につきましては、栗原 スポーツ振興課長より、ご説明申し上げます。

○報告事項1 西中学校校舎等更新設計業務の進捗状況について

（深井雄太 新しい学校づくり推進室長）報告事項の1ページをお願いいたします。報告事項1「西中

学校校舎等更新設計の進捗状況について」でございます。西中学校の校舎等更新におきましては、学校全体の施設配置等を検討する「基本設計」と、体育館等を建替えるための「実施設計」を今年度から取り組んでおり、その進捗状況につきまして、報告するものでございます。

2ページをお願いします。「西中学校校舎等更新設計の実施状況及び今後の予定」でございます。西中学校におきましては、体育館と金工木工室が耐用年数を迎えるため、上段の行程表のとおり、2028年度（令和10年度）頃までは、体育館等の建替えを進め、その後、しばらく期間が空き、約20年後の令和27年から32年頃に管理棟、教室棟の建設に係る事業までが、大きな流れとなっております。

続きまして、下段の「○基本設計 配置計画の決定」をご覧ください。こちらは、先程の矢羽にございました、「学校全体の基本設計」、「体育館等実施設計」に係る、取り組み内容を示したものであり、現在、「①の意見聴取」等も踏まえ、配置計画案を作成したところでございます。今後は、「②の意見聴取」の実施、教育委員会による協議等を踏まえ、「③の配置計画の決定」を行いたいと考えております。

ページが移りまして、次ページの3ページから4ページは、先程の「②の意見聴取」である、配置計画に係る意見聴取の際の参考資料として、西中学校校舎等更新設計の基本的な考え方について、学校施設更新計画から抜粋した内容を中心に記載しております。

5ページをお願いします。5ページから7ページにつきましては、これまでの意見聴取を踏まえ作成した、配置検討のA案からC案の計3案でございます。それでは、5ページのA案を用い、概要をご説明申し上げます。

□上段にございます、「配置計画の完成イメージ」は、全ての校舎等の更新が完了する、約25年後、令和33年頃の配置となっております。建物といたしましては、オレンジ色で示している「体育館」、水色表記が「管理棟」、黄緑色表記が「教室棟」の大きく3つとなります。A案では、将来的に、この配置を見据え、中段に記載の「工事ステップの概要（予定）」のとおり、段階的に更新工事を進める計画となっております。なお、各案共に、配置検討にあたりましては、耐用年数が異なる建物の建替えを段階的に進めていくため、限られた建設スペースや、既存校舎との接続など、建替え期間中の学校運営も考慮する必要があること。また、各工事ステップの段階において、現状のグラウンド面積を確保することも念頭に計画案を作成しております。各案の下段には、「計画の特徴」といたしまして、「良い点」、「懸念点」を、それぞれ示しておりますが、A案、B案共に懸念事項といたしましては、建物間の動線が長くなる場面があることや、C案につきましては、グラウンドの移動を2回要することなどを挙げております。今後、これら3案について、学校関係者、近隣住民に意見聴取を行い、教育委員会での協議等と踏まえ、配置計画を決定してまいりたいと考えております。

報告事項1につきましては、以上でございます。

○報告事項2 令和7年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和6年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について

（白石恵子 生涯学習課長）8ページをお願いいたします。「報告事項2 令和7年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和6年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について」でございます。

上尾市立公民館管理規則第17条第1項及び第2項の規定に基づき、令和7年度の公民館の年間事業計画と、令和6年度の公民館事業の状況及び事業評価について報告するものでございます。2種類ある別冊のうち、（1）とあります「令和7年度公民館年間事業計画」をお願いいたします。6館ごと、計画分類ごとの計画書となっております。各館とも、事業計画に基づき、順次、事業を実施しております。

次に、別冊の（２）「令和６年度公民館 事業状況」の１ページをお願いいたします。令和６年度は、６館全体の施設利用は１万７，９０２件、利用人数は１９万１，０８９人となり、令和５年度の１万６，８６９件、１７万９４７人から増加しております。また、主催事業は１４２事業、参加人数は５，４５８人で行いました。施設利用、主催事業数は増加しております。市民の皆さんのサークル活動や学習活動は令和４年、５年、６年と増加傾向でございます。２ページ目からは、「第５次生涯学習振興基本計画」の３つの基本目標ごとに分類した各公民館実施事業の一覧、各公民館の評価を記載しております。報告事項２につきましては、説明は以上でございます。

○報告事項３ 第６７回上尾市民体育祭について

（栗原雅之 スポーツ振興課長）報告事項の９ページをお願いします。「報告事項３ 第６７回上尾市民体育祭の開催について」をご報告いたします。

第６７回上尾市民体育祭ですが、本年は１０月１２日曜日に開催いたします。今年度は、例年メイン会場として使用しております、上尾運動公園陸上競技場が、改修工事を行っており、陸上競技場を使用することができません。このため、メイン会場を上尾運動公園体育館に移して開催いたします。開会式は、上尾運動公園体育館において、午前８時３０分から行います。

また、昨年度に引き続き、本市が（地域活性化）包括連携協定を締結している、「イオン株式会社」の協力のもと、イオンモール上尾のAGEO PARK（屋外）をお借りし、第２会場として開催いたします。上尾運動公園体育館では、支部対抗競技や自由参加型の体育祭競技のほか、ユニバーサルスポーツなどを気軽に体験できるコーナーを実施いたします。イオンモール上尾の会場では、親子ファンランやユニバーサルスポーツの体験コーナー、また、主任児童委員さんによる、出張子育てサロンなどの実施を予定しています。

なお、雨天等の場合には、屋外会場となるイオンモール上尾でのイベントは、中止といたします。主催は、「上尾市」、「上尾市教育委員会」、「上尾市スポーツ協会」の共催でございます。教育委員の皆様には、本日、ご案内通知をお渡しさせていただきますが、大会参与として、開会式への参列をお願いできればと存じます。なお、詳細につきましては、１０ページに開催要項（案）、１１ページ及び１２ページにプログラムがございますので、ご参照頂ければと存じます。報告は以上でございます。

（瀧澤誠 学校教育部長）「報告事項４及び５」につきましては、武田 指導課長兼教育センター所長より、ご説明申し上げます。

○報告事項４ 令和７年７月 いじめに関する状況について

（武田直美 教育センター所長）１３ページをお願いします。「報告事項４ 令和７年７月いじめに関する状況について」でございます。１４ページをご覧ください。小学校では、認知件数が５６件で、解消報告件数が９９件です。１５ページをご覧ください。中学校では、認知件数が２６件で、解消報告件数が１４件です。以上でございます。

○報告事項５ 上尾市不登校対策推進委員会への諮問について

（武田直美 教育センター所長）１６ページをお願いします。「報告事項５ 上尾市不登校対策推進委員会への諮問について」でございます。令和７年７月１０日、上尾市不登校対策推進委員会へ「本市における不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するための、校内外の支援体制の充実、民間施設等との連携、保護者支援について」の諮問を行ったので、報告いたします。１７ページをお

願います。こちらについては、令和6年度に本推進委員会において、不登校対策について広くご意見をいただく中で、協議すべき課題を明確にしていまいりました。そして、今年度の本推進委員会において調査検討いただき、不登校対策の充実を図っていく予定でございます。以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(矢野誠二 委員) 「報告事項2 公民館事業の状況評価」について、質問と要望を1点ずつ申し上げます。まず資料の方をご用意いただきありがとうございます。公民館の講座についての内容で、毎年工夫や検討がされていることがよくわかりました。なかなか自分も参加できないことが多いのですが、体験してみたい講座も多く含まれていました。

質問ですが、別冊資料の事業状況の7ページからの、公民館事業評価について、昨年同の資料と比較すると、公民館運営審議会委員の意見が今年に入っていないのですが、今年度はまだ実施されていないのでしょうか。それから要望についてなんです、課題についての具体的な記述をしていただけると、毎年の取り組みの変化とか現状というのを理解しやすいです。先ほど言った審議会委員の意見や職員の意見、現場の状況、それから住民アンケートなど、そういったいろいろな資料のデータから喫緊の課題等を載せていただくと、次年度の計画に、それを踏まえた取り組みだということがわかりやすいのかなと思いますので、そういった課題等を載せていただくことをお願いいたします。

(白石恵子 生涯学習課長) ご指摘の通り公民館運営審議会委員の意見という欄は作っておりませんが、審議会は7月に実施をしております。いただきましたご意見が中身についてよりも、学びを支える環境整備のご意見が多く寄せられ、一つ一つに対応した意見ではなかったため今回は評価に入れておりません。いただきましたご意見としては、老朽化に伴う、トイレや空調の入れ替えについてのご意見が多く、公民館のWi-Fi環境の整備、オンライン講座の機器の整備に関するものでした。

(矢野誠二 委員) 公民館運営審議会の意見が、載せなかった理由がよくわからないのですが、そういった意見はどこで確認すればいいのでしょうか。

(白石恵子 生涯学習課長) 公民館運営審議会のご意見は会議録として公開しております。ただ、今回の報告に入っていないというのはご指摘の通りで、昨年の資料と比較してきちんと整理してから出すべきだったと思っております。今回一つ一つの意見という形でご意見を頂戴できていなかったことから、今回は掲載しておりませんが、今生涯学習振興計画を来年度に向けて検討しているところでして、次回の評価の基準についての見直しや評価の表現の方法については検討していきたいと考えております。

(矢野誠二 委員) 公開されているということで私が見てないだけではあるのですが、資料の中に今まで通り載せていただければ、私としては見やすくありがたいと思います。それと、基本目標の2ですかね、そういった施設関係の意見が多かったということですが、それ以外の目標の1や3についても、目標ごとに意見をいただいていますよね。

(白石恵子 生涯学習課長) 今回は目標ごとに一つずつご意見をいただく形をとっていなかったため、目標ごとのご意見はいただいております。

(矢野誠二 委員) 私はこれまで通りすべて意見をいただくべきだと思います。運営審議会ということですので、どのような運営されているかということで、施設面でのいろいろな老朽化や故障等以外に、運営としてこういったところは改善すべきじゃないかとかいろいろなご意見も聞いた上で、どのような良い運営に変えていくか、改善していくかっていう対策等が出てくるわけです。また職員の現場での業務の中で、来年度以降こうしていこう、というような方向性やその課題をもとに課題解決という議論に、発展すると思います。講座だけが公民館の業務と私は思っていないで、生涯学習の推進のための大きな一つの柱だと思っています。様々ある生涯学習の中で、二つ資料いただいてありがたいのですが、事業計画といいながら講座しか載ってないわけですね。最初に質問したときに、言いましたが、今年の事業状況から来年の事業計画までの、どこにリンクしていくのかというのがわかりづらいので、ぜひとも来年度以降、そのようにできましたらお願いしたいということで要望です。

(内田みどり 委員) ありがとうございます。私も1点、公民館事業のところでは質問させていただきます。令和6年度の公民館事業の施設利用状況の人数と、それから主催事業の方の人数が各公民館の利用者人数が比例していないのですが、この違いはどういったところにあるのでしょうか。

(白石恵子 生涯学習課長) 施設の利用状況というのは、基本的にはサークル活動が予約をして活動した方の人数、主催事業についてはその講座について参加された人数となっています。施設の利用のされ方によってそれぞれ計上されています。原市公民館については外壁工事を行っていたこともあり、利用状況について比例するというにはなっておりません。

(内田みどり 委員) 主催事業の方で、例えば原市公民館が工事をしたということでしたが、実際にこうした事業の参加人数的にはとても多かったでするので、この部分というのは、人気があった講座ということなののでしょうか。

(白石恵子 生涯学習課長) 主催事業につきましては、まず原市公民館については、使用できない期間が分かっていたので、時期をずらして実施していたということと、一つの事業で3回講座や落語やコンサートなどでたくさん入る講座など事業内容によって参加人数が変わってきます。

(内田みどり 委員) 募集人数の違いってことが一番大きいってことですね。理解しましたありがとうございます。

(谷島大 委員) 「報告事項1 西中学校校舎等更新設計」についてですが、この間、上平中学校の配置検討案が提示されていて、それぞれよく考えられているなと感じました。良い点、懸念点を上げていく中で、工事のやり方によって結構工事費が変わったりする部分もあるのかなと思います。特に今工事費がとても高騰しているの、こういう形にすることによってコストはかきみますとか、こっちの方がコストはかかりませんというような情報があると、例えば同じぐらい良いっていう場合に、お金が掛からない方がいいかなという判断にも繋がるかなと思います。また、何とか同じぐらいのものに収めるためにこちらの場合、校舎の質やグレードが下がりますみたいなことになってしまっても良くないかなと思いますので、今後は工事費用に関する情報も今後検討として挙がっていくといいかと

思いますので意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会9月定例会は9月29日、9時30分から開催いたしますので、宜しくお願いします。日程報告は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

日程第7 議案の審議

(西倉剛 教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第43号 令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第43号につきましては、池田 教育総務部次長が説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務部次長) 議案書の3ページをお願いいたします。「議案第43号 令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算認定に係る意見の申し出について」でございます。提案理由でございますが、令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、法律の規定に基づき市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。なお、令和6年度決算につきましては既に監査委員による決算審査を7月に終えたところでございます。今回市長に申出る教育関係の決算額につきましては、議案書記載の通りでございますが、9款教育費の歳出の決算額につきましては、三つ目の丸の部分、支出済額の記載になりますが、66億4,777万2,373円となっております。なお、別冊の議案資料には歳入歳出決算の事項別明細書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。本日ご議決をいただきました後には、市議会9月定例会に、決算特別委員会の設置が予定されておまして、当特別委員会において審議をされることとなります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第43号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第43号 令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第44号 財産の取得に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第44号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書8ページをお願いいたします。「財産の取得に係る意見の申出について」でございます。管理備品を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。財産取得する管理備品は、小学校児童用の新 JIS 規格の机1,850台でございます。取得方法については、条件付一般競争入札、取得価格及び契約の相手方は記載のとおりでございます。なお、条件付一般競争入札の詳細については、議案資料4ページに記載しておりますので、資料のご用意をお願いします。下段の入札記録をご覧頂きたいと存じますが、6月20日実施の条件付一般競争入札では、4者が応札して大宮教材株式会社が落札し、議会承認をもって本契約とみなす、仮契約書を締結しております。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第44号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) ご説明ありがとうございました。小学校児童用の机ということで、新 JIS 規格というのは、昔の小さい机でなくて、教科書ノート以外にも資料やタブレット端末の活用も多いという意味合いから、大きい天板の JIS 規格なのだろうと理解をしています。それを買い替えのために1,850台の取得ということですが、この台数で小学校の機の充足率というのはどの程度なのか、100%なのか、まだまだ80%か20%で不足が生じている台数なのかどうかを教えてください。さらにもし不足があるのであれば、今後の取得見通しも併せてお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今回入れ替えをします1,850台につきましては、小学校6学年の児童用机の入れ替えとなっております。今後の計画といたしましては1学年ごとに、順次入れ替えをして、9年間の中学校合わせて9年間で全て入れ替えていく予定です。

(内田みどり 委員) 今回は購入ですけど、処分は業者の方にしていただけないのですよね。

(杉木直也 教育総務課長) 新 JIS 規格の机を導入した際に、基本的には使える机につきましては、他の学年に使い回すことを考えております。また、机の廃棄方法については、現在は産業廃棄物処理業者へ廃棄処分を委託しているところですが、やはり財産の有効利用の観点から、まずは庁内の再利用の意見聴取、庁内に声をかけて、机を活用したいという課がありましたらそこに譲り渡すこと、また、官公庁オークションによる購買ということも、検討していきたいと考えております。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 4 4 号 財産の取得に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第 7 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年上尾市教育委員会 8 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和 7 年 9 月 2 9 日 署名委員 矢野 誠二